

第 1 6 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 7 年 9 月 3 0 日（火）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年9月30日(火) 午後1時30分から1時50分

2. 開催場所 せたな町役場 第1会議室

3. 出席委員(15人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	小	島	敏	人
委員	1番	竹	内	厚	子
	2番	玉	木	久	志
	3番	吉	田		優
	4番	大	羽	孝	志
	5番	西	川		譲
	6番	阿	部	紹	子
	7番	松	崎		豊
	8番	坪	井	博	之
	9番	高	橋	光	也
	10番	森		正	勝
	11番	金	谷	勝	則
	12番	渥	美	光	成
	13番	大	口		寧

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第4	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
第5	議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第6	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小林和仁
農地係長	松林功

7. 会議の概要

事務局長	【開会宣言】 ただいまより第16回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	皆さん大変どうもご苦勞様でございました。 本日は大変良い天気で、このまま続いてくれたらと思っております。 先月の総会時には、稲刈りが早く終わるのではないかと予想しておりましたが、9月10日頃より天候不良により作業が手間取っており終了とはなっておりません。馬鈴薯に関しましても、まだまだということです。農作業は昨年と比べますと、若干遅れているように感じます。
会長	本日の総会は、議案第4号まで案件がございます。 総会後に11月の視察研修の協議も予定されております。 慎重審議で進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしくお願いいたします。簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきたいと思っております。
事務局長	ありがとうございます。 只今の出席委員は15名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。 せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。
議長	はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。
【日程第1 会議録署名委員の指名について】	
議長	「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、2番玉木委員、3番吉田委員を指名いたします。 この指名は、第16回総会開会中といたします。
【日程第2 会期の決定について】	
議長	「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議長	異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。
【日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】	
議長	「日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権の移転申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。

令和 7 年 9 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 10 番。譲渡人が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。譲受人が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、現況地目は畑、面積が合わせまして [REDACTED] m²、こちらの契約につきましては贈与でございます。理由につきましては、農地を譲り受け、営農に励みたいためでございます。

事務局

資料 2 ページをご覧ください。

番号 11 番。[REDACTED]、[REDACTED] さん。譲受人が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 14 筆、現況地目は田、畑、宅地、用悪水路、面積が合わせまして [REDACTED] m²、こちらの契約につきましては贈与でございます。理由につきましては、父から農地を譲り受け、営農に励みたいためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

事務局

農地法第5条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その使用賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。

なお、北海道農業会議から許可相当の答申により、せたな町農業委員会会長専決により許可を行う。

令和7年9月30日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の5ページをご覧ください。

番号6番。貸主が

さん。借主が

さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、面積は㎡の内㎡、面積は㎡の内㎡、現況地目は畑と牧場でございます。転用の目的につきましては、ボーリング調査でございます。転用事由の詳細につきましては、当該農地に風力発電施設の設置を予定していることから、ボーリングにより地盤を調査するためとなっております。転用期間は令和7年11月1日から令和8年1月31日まで、位置図・配置図につきましては、6ページの図1のとおりでございます。

事務局

こちらの申請地につきましては、地域計画に定められた農地かつ農用地区域内農地でございます。原則転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるものに限り、3年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとあります。本件は許可日から3ヶ月間のボーリング調査でございます。調査後の復元についても計画されておりますので、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。以上で説明を終わります。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第2号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第5 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について（農業委員会等に関する法律第31条該当）】

議長

「日程第5 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について（農業委員会等に関する法律第31条該当）」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 5 ページをご覧ください。

こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 11 項に基づき、別紙により内容審査のうえ、北海道農業公社へ農用地利用集積等促進計画を策定するよう要請する。

また、北海道農業公社から要請のとおり認可申請された場合、即日公告できるものとする。

令和 7 年 9 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 10 ページをご覧ください。

番号 132・133 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 6 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は採草畑、こちらの契約は賃借権でございまして、期間につきましては、既存の賃貸借の終期と合わせるため 2025 年 10 月から 2027 年 2 月までの 1 年 2 ヶ月間となっております。単価が 円、賃貸価格が 円、新規でございまして。

事務局

資料 12 ページをご覧ください。

番号 134 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 14 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田と普通畑と用悪水路、こちらの契約につきましては旧合理化事業による賃貸借（貸付タイプ）でございまして、期間につきましては、2025 年 10 月から 2030 年 9 月までの 5 年間、賃貸価格が 円でございまして。前所有者は
の農地は さん、
の農地は さんでございまして。

事務局

資料 13 ページをご覧ください。

番号 135 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 6 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田、こちらの契約につきましても旧合理化事業による賃貸借（貸付タイプ）でございまして、期間につきましては、2025 年 10 月から 2030 年 9 月までの 5 年間、賃貸価格が 円でございまして。前所有者は さんでございまして。

事務局

資料 14 ページをご覧ください。

番号 136 番。利用権の設定等を受ける者、

さん。利用権の設定等をする者、

利用権設定等に係る土地につきましては、

の計 11 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田、こちらの契約につきましても旧合理化事業による賃貸借（貸付タイプ）でございまして、期間につきましては、2025 年 10 月から 2030 年 9 月までの 5 年間、賃貸価格が 円でございます。前所有者は さんでございます。

事務局

資料 15 ページをご覧ください。

番号 137 番。利用権の設定等を受ける者、

さん。利用権の設定等をする者、

利用権設定等に係る土地につきましては、

の計 17 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田と用悪水路、こちらの契約につきましても旧合理化事業による賃貸借（貸付タイプ）でございまして、期間につきましては、2025 年 10 月から 2030 年 9 月までの 5 年間、賃貸価格が 円でございます。前所有者は さんでございます。

事務局

資料 16 ページをご覧ください。

番号 138 番。利用権の設定等を受ける者、

さん。利用権の設定等をする者、

利用権設定等に係る土地につきましては、

の計 3 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は転作田、こちらの契約につきましても旧合理化事業による賃貸借（貸付タイプ）でございまして、期間につきましては、2025 年 10 月から 2030 年 9 月までの 5 年間、賃貸価格が 円でございます。前所有者は さんでございます。

事務局

資料 17 ページをご覧ください。

番号 139 番。利用権の設定等を受ける者、

さん。利用権の設定等をする者、

利用権設定等に係る土地につきましては、

の計 6 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田、こちらの契約につきましても旧合理化事業による賃貸借（貸付タイプ）でございまして、期間につきましては、2025 年 10 月から 2030 年 9 月までの 5 年間、賃貸価格が 円でございます。前所有者は さんでございます。

事務局

以上の計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第3号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について】

議長

「日程第6、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。追加議案1ページをご覧ください。
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。
農地法第5条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、
その使用賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北
海道農業会議へ意見聴取する。
なお、北海道農業会議から許可相当の答申により、せたな町農業委員会
会長専決により許可を行う。
令和7年9月30日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

追加資料の1ページをご覧ください。

番号7番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED]さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、
面積は[REDACTED]㎡の内[REDACTED]㎡、現況地目は畑でございます。転用の目的につ
きましては、ボーリング調査でございます。転用事由の詳細につきましては、
風力発電に係る変電施設の設置を予定しているため、ボーリングにより地
盤を調査するためとなっております。転用期間は令和7年10月27日から
令和8年1月31日まで、位置図・配置図につきましては、2ページの図1
のとおりでございます。

事務局

こちらの申請地につきましては、農用地区域内農地でございますが、原
則転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるものに
限り、3年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとあります。本件は許
可日から3ヶ月間のボーリング調査でございますが、調査後の復元につい
ても計画されておりますので、北海道農業会議へ意見聴取するものでござ
います。以上で説明を終わります。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第4号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第16回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会
会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 10 月 31 日

会議録署名委員

2 番

毛不 久志

3 番

吉田 優

議長

原田 嘉博